

令和6(2024)年度フードバンク活動団体支援事業費補助金（2次募集） 募集案内

1 目的

フードバンク活動を行う団体（以下「フードバンク活動団体」という。）が、生活困窮者や子ども食堂等の支援のために無償で配布する食品や生活必需品である日用品（以下「食品等」という。）及び食品等の受入・保管体制を強化するために行う設備整備の購入経費等に対して助成し、当該団体の活動を通じた生活困窮者等の支援を実施する。

2 補助対象者

以下の要件を全て満たすフードバンク活動団体

（1）次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 県内に事業所を有する、法人格を有する団体であること。

イ 法人格を有しない任意団体にあつては、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

① 県内において主たる事業所の定めがあること。

② 代表者の定めがあること。

③ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

④ 年度毎に事業計画書・報告書、収支予算書・決算書等（これらの定めがない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

（2）令和6年度において、継続的にフードバンク活動の実績があること。

3 補助対象事業の実施期間

交付決定日から令和7(2025)年3月28日まで

4 補助対象事業

（1）補助金の交付対象事業

ア 生活困窮者等に配布するための食品等の購入又は配布を行う事業

イ 食品等の受入・保管体制を強化するための設備整備事業

（2）補助金の交付要件

補助金の交付決定日以後、次の取組をすべて実施した場合に補助の対象とする。

ア 生活困窮者等を対象とした食品等の一斉配布会の開催（期間中1回以上）

イ こどもや子育て世帯を対象とした食品等配布会の開催（期間中1回以上でアとは別開催）

ウ 利用者からの相談に対する適切な支援や支援関係機関等の案内

エ こども（地域）食堂サポートセンターと連携したこども食堂への食品等の提供

5 補助対象経費及び補助上限額

1 対象経費	区分		内容
	(1) 消耗品費		・日用品の購入費 ・食品等の提供または配送の際に要する消耗品の購入費
	(2) 燃料費		・食品等の配送に要する車輛燃料費
	(3) 食糧費		・食品の購入費 (酒類等、フードバンクの趣旨に適さないものを除く。)
	(4) 通信運搬費		・食品等の配送に要する費用
	(5) 設備整備費及び設備整備付帯費	設備整備費	・食品等の保管体制を強化するための設備（冷蔵・冷凍設備、物置、食品等保管庫等）本体の購入・作成等に要する経費
		設備整備付帯費	・食品等の保管体制を強化するための設備（冷蔵・冷凍設備、物置、食品等保管庫等）の設置等に要する経費（配送料、設置工事費含む）
2 補助率 及び 補助上限額	上記補助対象経費総額の 10/10 以内 ただし、1 の団体当たり、上限 300 万円とする。 なお、1 の団体が複数の活動拠点を持っている場合は、1 の活動拠点当たりとする。		

6 留意事項

- (1) 1 次募集申請団体においては、2 次募集の申請額と 1 次募集の交付決定額の合計が、上記 5 に記載の 1 団体当たりの上限額を超えない範囲で交付決定を行う。
- (2) 1 次募集の交付決定額が上記 5 に記載の 1 の団体当たりの上限額に達している団体は、2 次募集申請の対象外
- (3) 補助事業の詳細は「令和 6 (2024) 年度フードバンク活動団体支援事業費補助金交付要領」（以下「交付要領」という。）のとおり

7 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類

- ・ 交付申請書（交付要領別記様式第1）
- ・ 所要額調書（交付要領別記様式第2）
- ・ 支出予定額内訳書（交付要領別記様式第3）
- ・ 事業計画書（交付要領別記様式第4）

※各様式は、県ホームページからダウンロードできます。

県ホームページ：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/welfare/hudobanku.html>

(2) 提出方法

電子メールにより、下記8宛て提出してください。

(3) 提出期限

令和7(2025)年2月10日(月) 17時必着

8 書類提出先・問合せ先

栃木県保健福祉部保健福祉課 地域福祉担当

E-mail：hofuku@pref.tochigi.lg.jp

TEL：028-623-3047